

平成 2 1 年度 第 9 回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成 2 2 年 2 月 1 2 日 (金)

新宿区 区長室 区政情報課

午前10時開会

【会長】皆さん、大変お待たせいたしました。これから新宿区情報公開・個人情報保護審議会第9回を開かせていただきます。

突然、お越しくださいます、大変ありがとうございます。おかげさまで、雪が降らなかったものですから、安心して集まりましたけれども、それでは、資料71からでございますか。

【区政情報課長】おはようございます。それでは、資料説明をさせていただきます。よろしいですか。

それでは、事務局の区政情報課長です。おはようございます。

今回臨時の会議ということで、午前中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。欠席のご連絡をいただいている委員はございませんので、今お見えになられていない方もこれからお見えになると思います。よろしく願いいたします。

審議会の最後に、副区長の永木から一言ごあいさつをさせていただくこととなっております。よろしく願いいたします。

今回、事前にお配りした資料は本日の次第だけでございます。そのほかの資料は前回の審議会分として既にお配りしているものでございますので、よろしく願いします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

【会長】それでは資料71にまいります。「高齢者総合相談センターにおける特別養護老人ホームに係る申請受付業務委託について」でございます。

それでは、どうぞ説明お願いいたします。

【高齢者サービス課長】おはようございます。高齢者サービス課長でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料の71番でございます。この案件は、平成17年度の第7回のこちらの審議会のほうにかけさせていただいた地域包括支援センター、今現在区では高齢者総合相談センターと呼んでおりますが、その高齢者総合相談センター設置に伴う相談・申請受け付けに関する業務委託というところで、福祉情報システムなども入れさせていただくということでご了承をいただいた案件でございます。

その高齢者総合相談センターでの相談・申請受け付けに関する業務の追加ということで、本日からかけさせていただいております。

追加する内容でございますが、本日の件名、「特別養護老人ホームに係る申請受付業務委

託」というところでございます。資料をおめくりいただきまして、事業の概要のところをごらんください。

特別養護老人ホームの入所調整というところで、必要度の高い入所希望者から入所できるように調整するための事業でございます。

事業内容でございますが、特別養護老人ホームのうち区内、区外のベッド確保ホーム、こちらの申し込みにつきまして、新宿区の入所指針に基づき、必要度の高い人から優先的に入所できる仕組みをつくり、現在高齢者サービス課のほうで調整しております。

それで、今高齢者サービス課でやっております内容といたしましては、特別養護老人ホームに入所するにはどうしたらよいかというようなところの相談及び申請、この辺を受け付けいたしまして、受け付け時にご本人、介護者の状況等を聞き取りまして、この福祉情報システムというのがございますから、そちらのほうに入力しているというところがございます。

その後順位決定ということで、この入力されたシステムから年3回、1月と5月と9月でございますが、指針に基づきまして調整を行いまして、それぞれ翌月になりますが、希望施設の男女別順位を申請者にご通知を差し上げるとともに、またこの各施設ごとの順位の名簿、これを各施設のほうにも送っております。

各施設は、あきが出た場合、この名簿を活用いたしまして入所候補者を選んでいただき、面接を行っていただくということです。施設のほうでは、その際入所決定委員会を経て入所者を決定させていただいております。

高齢者サービス課のほうでは、その後の名簿の管理をしているというのが現在の状況でございます。

今回お願いいたしますのは、この特別養護老人ホームにかかわる申請の受け付け、相談も含めまして相談及び申請の受け付け、ここの部分を高齢者総合相談センターに委託するというものでございます。

めくっていただきまして、高齢者総合相談センターにおける申請受け付け業務委託にかかわる追加項目でございますが、保有課、担当課は高齢者サービス課、登録業務は特別養護老人ホームの入所調整、委託先は各高齢者総合相談センター、区内に9カ所ございます。

委託者に処理させる情報項目でございますが、これは特別養護老人ホームにかかわる利用の申込書、この内容につきまして委託者に収集させるというものでございます。

その内容としましては、入所希望者の介護者の状況、具体的には介護者がいらっしゃるか、

いらっしやらないのか、あるいは介護者の年齢、老老介護とかというものもございまして、そういうところの聞き取りの調査でございます。

それから、この方が在宅のサービスを利用されているかどうか、そして特別な事情、例えば居住環境が劣悪なのかどうか、あるいは介護者が介護することが本当に困難なのかどうかというような、そういうところを聞き取り調査でございます。

それから、合計点数、希望施設名及び順位、このあたりは既にお申し込みされている方が現在の順位がどういうものかというところを福祉情報システムというものを使いまして見ていただいて、高齢者総合相談センターのほうで見ていただきまして、利用希望者と聞き取りでいろいろと相談に応じてもらうというところでございます。

それから、介護者及び連絡者の氏名、住所、生年月日、電話番号、本人との関係というところを高齢者総合相談センターのところに、委託事業者に情報を収集していただくというところでございます。

その次の処理させる情報項目の記録媒体となっておりますが、これは先ほども申し上げましたけれども、福祉情報システム、これを見まして、この方の希望ごとの特別養護老人ホームへの順位、あるいはこの方の点数といいますが、順位をつけるための、順位づけをするためのこの方が持っている持ち点といいますが、その辺をこの福祉情報システムを見まして相談に応じるといいうきに参照で見るといいうものでございます。委託業者がここで入力するというものではございません。

委託の理由ですが、これまで高齢者サービス課のほうでしか受け付けておりませんでしたけれども、今後は高齢者ご本人、あるいは介護者が身近な場所で特別養護老人ホームの相談あるいは申請受け付けできるということで利便性を図るといいうところでございます。

委託の内容は、特別養護老人ホームの入所相談及び申請の受け付け。

委託の開始時期ですが、こちらでご承認いただけましたら、ことしの4月1日から開始をしたいと考えております。

情報保護対策、区が行う、あるいは受託事業者で行われる情報保護の対策はそちらに記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

【区政情報課長】議事に入る前に、事務局です。申しわけありません、一言申し忘れまして。

本日議事の進行の順序を変更させていただいております。前回審議の途中でした投票人名簿及び在外投票人名簿の調製については、本日の議事の最後という形に審議時間の関係で持っていております。よろしくをお願いします。

【会 長】はい、わかりました。

どうぞ、それではただいまの資料71に関してのご発言ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ、川村委員。

【川村委員】川村です。

そうすると、具体的には各高齢者総合相談センターで今まで高齢者サービス課のほうに申請書を書いて持っていったというふうな皆さんなさっていたのが、同じ紙の内容を、必要な事項をこちらの相談センターに持っていくことによって相談しながら受け付けができるようになったと、こういうふうなことの理解でいいのかということと、大体受け付けされる件数というのはどれぐらいに上ると見込まれているのか。センターの機能強化ということも伺ってはおりますけれども、あわせてお伺いしておきたいと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【高齢者サービス課長】まず、最初のほうのご質問ですが、それは委員おっしゃるとおりのこととございまして、高齢者サービス課だけで受けていたものを、同じことを9カ所の高齢者総合相談センターで受けていただくというところでございます。

それから、2点目、どの程度の受け付けになるかというところでございます。これにつきましては、現在特別養護老人ホームに待機されている方1,200名を超えているという数字でございます。ですから単純に申し上げますと、区役所も入れまして10カ所受け付けございますので、1カ所当たりその10分の1というところで100件から120件というようなところが想定されますが、地域それぞれのところの特性もございまして、また委員おっしゃられた機能強化というところで、高齢者総合相談センターがもっと区民の方にますます周知されてご利用されるということも考えられますので、申し込み数もお気軽にご利用できるということで上げればよろしいかなというふうには思っております。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】わかりました。そうすると具体的などころでもう少し伺いたいんですが、そうすると紙媒体で申請書が来ますけれども、入力その他はされないということですので、それが定期便みたいな形で高齢者サービス課のほうに集中していくという、それに基づいて高

齢者サービス課のほうで、ここにあるような順序に基づいて処理をするということで、受託業者さんのほうで滞留している情報というのは特にないという理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【高齢者サービス課長】そうですね、申請書を受け付けましたら、それを速やかに高齢者サービス課のほうに回していただきまして、高齢者サービス課のほうではそのチェックをいたしまして、それで入力をする、そして年3回の調整でコンピューター回しまして順位づけをさせていただくというところでございます。

【川村委員】はい、わかりました。

【会 長】はい、どうぞ。

【小菅委員】ちょっと教えていただきたいんですが、福祉情報システムですね、これが開示できるのは高齢者サービス課あるいは高齢者総合相談センターのほかに、合計点数等申し込んだ人だと気になるんですが、一般区民への開示は可能なのかどうか、あるいはその範囲、あるいは全く開示ができないのかどうか、ちょっとその辺を教えてください、福祉情報システムについて。

【会 長】はい。

【高齢者サービス課長】福祉情報システム、これは基本的には高齢者サービス課と、こちらでご了承いただいています高齢者総合相談センターというところで中を参照できるということございまして、それぞれの方の特別養護老人ホーム入所のためのご本人様の点数ですね、持ち点数あるいはそれぞれ各施設の申し込み順位、そういうところはこの福祉情報システムから直接お見せするということはございません。基本的には2月と6月と10月にそれぞれの方々にご通知を差し上げて順位をお伝えするというところでございます。

ただ、個別にご相談にいらっしゃれば、高齢者サービス課でも高齢者総合相談センターでも、それぞれの方に順位なりそれぞれの方の持ち点数というのはお伝えするというところでございます。

【小菅委員】ありがとうございました。

【会 長】はい、ほかにいかがですか。どうぞ。久保委員。

【久保合介委員】この事業は本当一番問題なのは個人情報との関係なんですけれども、入所指針があって、それに正しく基づいて必要度が高いかがどうかが決められていく。だからその結果優先的に入所が決まると。問題は非常に、全国でもそうですけれども、新宿区も待っ

ている人が多いんですよ。それだけに住民の関心はここにあるんですけども、本当に必要度が高いというふうに認定されているのかどうかというのは、個人情報保護の観点から明らかにはできないですよ、部内からはね。この性格の情報というのは、やはり保護される性格が非常に強いわけですからね。

ですから個人情報を保護しなきゃならないという問題と、本当に正しく必要度が高いと認定をされているのかどうかという疑問、これをどういうふうに調整をして住民の人たちに理解されるようなシステムになっているのか、その辺が大事なんですけども。

【会 長】はい、どうぞ。

【高齢者サービス課長】ご相談にお見えになられたときに、入所調整基準表という表をお渡ししております。この表には、ご本人の状況と介護者の状況という項目がございます、一番点数が大きいのが要介護度でございます。全体がたしか95点満点だったと思うんですが、要介護度で最高40点というような形で点数配分しております。あとはご本人様の年齢、あるいは認知症の行動があるかどうか、それから介護者が、先ほど申し上げましたけれども、いらっしゃらない、あるいは介護者の方が高齢であるとか、そういうようなところを基準表の中で一覧で示しておりますので、この基準に基づきましてそれぞれの方の点数をつけさせていただいているというのが実態でございます。

また、現実に特別養護老人ホームに入所される際は、この基準表に基づく順位表をそれぞれのご希望施設のほうにもお配りしておりますので、その施設ではそれぞれの施設の空き状況、それからまた例えば医療処置が必要な方かどうかとか、そういうようなところを見まして、男女別というのもございますが、順位表に基づきましてご本人様のところにご連絡をして、あとは施設とご本人様が話し合っていていただいて入所が決まるという流れになります。

以上でございます。

【会 長】はい。

【久保合介委員】それで、やっぱり新宿区の入所指針というものがどういうものなのか、それが基本になって必要度が決まっていくという場合には、まず基本になる入所指針というのはどういうものが知っていなければこの情報審議会での、逆の立場の、保護するという立場だけれども、審査の材料が少ないんだけれども、きょうここでは言わないけれども、新宿区の入所指針というのは、いつかこの審議会の任期が終わるまでにいただけるものなのかどうか。

【高齢者サービス課長】申しわけございません。この入所指針あるいは先ほど申し上げました入所調整基準表、これは窓口にいらっしゃる方にもうお渡ししていますので、すぐお渡しできるものです。申しわけありません、きょうおつけすればよかったです。

【久保合介委員】はい、結構です。

【会長】はい、ほかにございますか。はい、どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

そうすると、福祉情報システムをいわゆる今度名称新しくなりましたが、総合相談センターで見るとはもう既に、そういう時代は、以前にそうやっていると。今回は、この申請で、あくまでも受け付けたものを紙ベースで区に持ってくるということですよ。それは素直に考えると、それだったらそこで打ち込めればもっと便利で早いかなというふうに思ったりするけれども、でも受け付けてすぐそこでまたいろいろあるわけじゃないから、1月と年3回ということなんで、余り即効性みたいなのは必要ないかもしれないですけども、そういう総合相談センターで受け付けたものを、それを直接紙ベースだけでなく、そこでこの情報システムを使ってやるということなどを将来的には考えているんですか。その辺はいかがですか。

【会長】はい、どうぞ。

【高齢者サービス課長】その点につきましては考えたんですけども、それを高齢者総合相談センターで受け付けてくれるかどうかというようなのは事業者のほうと確認しなきゃいけないし、またちょっと私どものほうで心配しているのは、入力間違いというところがございます。余りなれていない方が機器に入力するというのはミスも多くなりますので、上がってくる案件を高齢者サービス課の職員が、なれた職員が入力するというところで適正な運営を図っていきたいと考えておりますので、今のところは高齢者総合相談センターで入力していただくというところまでは考えておりません。

【かわの委員】そうですか。一方ではやっぱり、先ほど久保委員も言われたように公平性みたいなのを考えると、入力する人によって数字が変わることはないんでしょうけれども、いろいろな事情を書くときに、余り、極端に言えば、あそこの総合相談センターに行くとなんかいいよみたいなね、そんなことになっちゃうと、これまた問題になるわけで、その辺は今のお話を聞いて、ああ、そうですかということでした。

以上です。

【会長】はい、どうぞ。林委員。

【林委員】3ページのここに委託に伴う事業者、これ甲だと思っんです、甲が乙に処理させる情報項目って書かれていますけれども、そこにちょっと補足説明で教えていただきたいのは、入所希望者の介護者の状況って書いてあるんですけれども、この具体的な介護者というのは、家族、同居の家族、支援者なのか、要するにどういう意味の介護者という意味なのかなんですけれども、近所の人も含めますので、そういう点でのどんな項目をどういう方法でもって情報収集されるのかなと。それに対して個人情報保護法から見て、その業者がそういうことを情報収集するような権限的なものも付与されるものなのかどうか、拒絶があるのかどうか、その辺をちょっと教えていただけますか。

【会 長】はい。

【高齢者サービス課長】介護者の状況ですけれども、これはご家族、基本的にはご家族というところでございます。介護者が区内にいらっしゃらないとか、介護者が70歳以上であるとか、また介護者が複数のおじいさん、おばあさんを介護しているということも考えられますし、介護者がお仕事を持っているとか、介護者そのものがちょっとご病気がちであるとか、介護者があるいはお若くて子育て中であるとか、障害をいらっしゃるとか、そういうようなところを介護者の状況というところで聞き取りで調査させていただくというところでございます。

そして、それを高齢者総合相談センターで受け付けてということなんです、高齢者総合相談センターというのが、もともと介護保険法の地域包括支援センターというところでございますので、もちろんこれは受け付けなければ仕事になりませんし、またそれをしっかりと守秘義務を守るといのは当然のことでございますので、この辺の状況は高齢者総合相談センターにやっていただく、また区のほうもしっかりと指導していくというところでございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】ということは、今度名称が変わって、4月から包括支援センターの形で変わって、業容拡大に伴っていろいろな権限も付与されるし、ケアマネジャーもふえるし、増員もされるようなんですけれども、その方々が法令の中で実際にされるということで、不特定多数のというか、特定業者がやるというわけではなくて、ここで言う業者というのはセンターのことなんです。わかりました。すみません。

【会 長】はい、どうぞ。

【副会長】まず最初、センターで扱う人の資格とか、そういうものが制限されるとか何かある

のかということの一つ。

それから、委託先に収集される項目の中に合計点数というのがあるんですけども、これはどういう人がまだ聞いていないから何とも言えませんが、そういう評価をするレベルの人に委託するということになっているんでしょう、これむしろ何とか委員会、この入所決定委員会みたいなところが合計点数というのは判断するのかなと、この受け付けの人がこういうことも判断するのかなというのと。それからつくられたペーパーですよね、これはどういう流れになるのか、翌日高齢者サービス課に届くのか、あるいは1カ月まとめるのか、あるいはコピーが向こうへ保存されて、原本だけこちらに来るのかとか、そういう個人情報関係、ちょっとご説明。

【会長】はい、どうぞ。

【高齢者サービス課長】まず、センターの資格というところでございます。今年度からもう既に地域包括支援センター、高齢者総合相談センターという呼び名で呼んでおります。来年度からは人員をふやして機能強化を図るという計画であります。その介護保険上の地域包括支援センターなんですけど、ここは3資格が必要だと言われております。社会福祉士と介護支援専門員、ケアプランをつくる方々ですね、それから保健師または看護師という資格、3資格がそろわないと高齢者総合相談センターを運営できないということになっております。

事業者に委託しておりますが、基本的には何らかのそういう職種、何らかの資格を持った方々が入ってくると、方々で構成されて高齢者総合相談センターができておりますので、専門職の方が集まっているという施設でございます。

それから、2点目の合計点数というところでございますが、この合計点数は聞き取りで調査していただいた書類から見て、先ほど申し上げました入所調整基準表、これで自動的に点数が付番されるものでございます。その付番された点数を、だから最初にご相談に見えた方というよりも、2度目、3度目にご相談に見えた方々に、あなたの点数は何点ですねというのを高齢者総合相談センターの職員が見てご相談に応じていくというためのものでございます。

それから、3点目のペーパー、申請受け付けでございますが、こちらにつきましては、交換便使いまして、区のほうに、高齢者サービス課のほうに随時送っていただくというところでございます。1カ月もためるとか、そういうことはなく、交換便の回数に合わせてどんどん送ってきてもらうというところでございます。

そして、多分ちょっとまた細かい点あれなんでございますが、原本はこちらに送っていただきますけれども、控えはまた高齢者総合相談センターでも持っていないといろいろな状況で困るということもありますので、控えは保持するということになると思います。

以上です。

【副会長】大体わかりましたので、資格とかですね、扱う人というのは、多分特記条項のどこにあると思いますけれども、これやはり扱い者というのをきちっと管理されたほうがいいかなというように一つお願い。

それから、今の残ったコピーがどうなるかということはやはり決めておいたほうがいいと思うんですね。今のお話ですと、受け付けをして、そうすると入所するまで、例えば3年から5年待っている人がいるとすると、ずっとそのコピーは5年間そこにあるのかどうかという、そうすると結構、先ほどからちょっと気になる情報のようなので、この管理はもう少しきちっとやらないと、ただオーケーですというわけにはちょっといかないんじゃないかなと思います、ここの審議会としてですね。もう少しそのあたりの管理を何かご説明いただきたい。

【高齢者サービス課長】まず、その書類そのものはかぎのかかる金庫にちゃんと保存、保管されておきます。その保存ということをごさいまして、今ご指摘受けまして、細かくまだちょっと決めていなかったものですが、恐らく1年保存という程度ぐらいでしっかりと処分させていくという方向で、これから委託業者のほうと話を進めていきたいと考えております。

【会 長】一委員として言いたいことがあります。それは、いろいろと今対策を講じられていると思うんですが、それでもやっぱり不満を述べる方がいらっしゃいますね。業務の結果ですよ。そういう不満を持っている人はどこへ持っていけばいいんですか、不満を。

【高齢者サービス課長】そういう話ございましたら、高齢者サービス課、こちらのほうに来てご相談いただきましていろいろとお話をさせていただければと思います。私どものほうでも詳しくご説明させていただいて、こういう順位になっておりますよとか、ご希望の施設の空き状況はこういうところですよとか、いろいろそういうお話をさせていただいてご理解をいただくように努めたいと考えております。

【会 長】これは、区の方の相談業務についての認識の違いがあると思うんですね。私はこういう現場の苦情を直接承る職員の人ほど、重要な人でなきゃならんと思っているんですね。非常に重要な業務だと思っております。ところが一般的に、こういう業務は軽視され

まして、だれかに回すというような傾向がありますね。これある種残念なことだと思う。つまり相談業務を通じて得られたことは非常に重要なことでしょう、現場の人にしてもね。将来の政策から見ても非常に重要な問題がここにあるかもしれませんね。政策に反映していくという観点から見ましても、もっと重視されるべきだと思っているんです。

ところが、そういうこと、新宿区の中で私よく存じておりませんが、やや問題があるのではないかとと思われるんですが、それらについていかがですか。

【高齢者サービス課長】今の会長のお答えになるかどうかあれなんです、新宿区は10カ所の高齢者総合相談センターを持ってあります。9カ所が委託で事業者のほうに区内各地域でやっていただいているんですが、もう1カ所が高齢者サービス課の中に直営の高齢者総合相談センターというものを持ってあります。

ですから、こういう形をとっているのは23区でもほんの数区しかないという状況でございます。新宿区は直接に直営でやっていますので、利用者の皆様が区の窓口、高齢者総合相談センターとして来ていただいて、いろいろと受け付け、相談に応じておりますので、ほかの9地域の委託の高齢者総合相談センターの実態、あるいは利用して下さる方々、介護者なりご家族の方々のいろいろなご事情とか、その辺も直接やっておりますので、把握しておりますので、そういう意味ではほかの窓口と同じような形でやっておりますので、しっかりとそういうところはつかんでおりますので、何か例えば入所の順番にご不満だとか、特養入れないよとかというご質問に対しても、そういう意味では実際に仕事しておりますので、親身になってお答えできると考えております。

【会 長】新宿区はそうやって非常にいいことやっていらっしゃるんですね。大変心強く思いました。

はい、どうぞ。

【久保合介委員】指針と基準表いただいてよくわかったんですが、ただ1つだけ疑問があるのは、総合持ち点95点でしょう。普通は総合は100点なんだけれども、100引く95の5というのは何に使われる点数なんですか。

【高齢者サービス課長】最初から100点満点ありきということではございませんで、この基準をつくる時に、要介護度なりご本人の年齢、認知症あるいは介護者の状況とかサービスを受けていらっしゃるかどうか、どの程度そういう介護の期間があるかどうか、そういうのを積み上げていって、それぞれに点数配分をしていって組み立てたら、結果的に95点になったというところがございます。わかりませんか。満点が95ということに結果的になったとい

うことでございます。

【久保合介委員】あくまでも95点なんですね、満点はね。

【高齢者サービス課長】現在ではそうです。

【久保合介委員】わかりました。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】すみません、確認しておきたいんですけれども、私一番初めに質疑というか、お伺いしたところで、紙ベースのものが定期便で行ってしまうので、滞留するものがないというふうに質疑の中で受けとめたんですけれども、コピーは多分高齢者総合相談センターの相談業務とかに資するために置いておくというふうなお話で、ちょっとその後の質疑で聞いたんですけれども、そうすると副会長がおっしゃったとおりのこともそうだと思うんですけれども、この特記事項の(5)の複写等の禁止とか、あとこれとの関係でどうなのかということの確認ですね、実際必要なことなんだろうとは、相談業務等々に関しては必要なこと、複写するのが必要なだろうと思うんですけれども、こちら辺の関係とか、あと複写したものがあるということは、先ほどどれぐらいの、1年ぐらいで破棄というふうなお話もありましたけれども、そこら辺の仕切りというのは、いつごろどういう形で総合相談センターの方と調整されるのか、もう一度確認だけしておきたいと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【高齢者サービス課長】まず、複写の問題でございますが、特記事項5で禁止されるということでございますけれども、複写といいますか、利用の申請書を受け付けていただくという仕事でございます、事業者の方に収集していただく情報でございます。ですから、ちょっと区が貸与したという情報というものではなくて、事業者に収集をお願いした情報でございます、原本はこちらにまた出してもらいますけれども、事業者のほうではやはりこれからのいろんな相談業務に資するということで必要であろうということで、1年ぐらいは保管してもらおうかなと考えているところです。

そして、その1年でということでございますが、これから事業者のほうに来年度に向けた説明会、この事業をやっていただくということも説明しなければいけませんので、そのときまでにはしっかり決めて、事業者のほうにはしっかりと伝えて適正な管理を図っていきたいと考えております。

【川村委員】わかりました。

【会 長】はい、どうぞ、林委員。

【林委員】私、それじゃ、先ほどのちょっと再質問になってすみませんけれども、事業者という事で質問したんですけれども、その事業者というのはあくまでも支援センターの中心になると、そこは3つの有資格者の主な構成メンバーがこの合計点数に携わりますよというお答えだったんですけれども、4月以降というか、現在も行われているんでしょうけれども、要介護から要支援への移行に伴う、それに伴う、タッチした民間事業者がいると思うんですけれども、したがって包括支援センターのほうに今度はその事業者の中の、特にケアマネジャーさんも民間事業者の、従来の支援センターの特定のケアマネジャーではなくて、民間のホームステーション、13かな、あるうちのケアマネジャーさんにも委託しましょうということで認定をこの間受けている、このテーマでここで、テーマで上がってきていますけれども、そうすると、支援センターの3つの有資格者のほかに民間の事業者のケアマネジャーさんも入ってきて、その人も相当な権限的には、権限というとおかしいですけれども、合計点数に携わってくると思うんですが、その人に対する個人情報の守秘義務的なものも、ここに言う事業者というのは、ですから支援センター以外にも入ってくる可能性が今後は出てくるんじゃないかと思って先ほど質問したんですけれども。

【高齢者サービス課長】これはあくまで高齢者総合相談センター、委託の9カ所の高齢者総合相談センターの職員、多分8人から10人程度になると思いますけれども、その者だけ限定というところでございます。だからそれ以外の民間のケアマネジャーとか、そういう方々にこの情報を提供する、あるいはその方々にこういうことをやってもらうというところではございません。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】いや。前ここのテーマでたしか去年審議されましたけれども、民間、それに伴うケアマネジャーも委嘱するという話がたしか可決された、ここで審議がオーケー、了承されていますので、今後出てくるんじゃないでしょうかね。ケアマネジャーさんが、幾つかの会社、社名も私覚えていますが、幾つかのそういうホームステーションが、区内のですね、指定、認可を受けて、そこのケアマネジャーさんたちもこちらの支援センターのほうのあれにも。要するに患者さんというとおかしいけれども、現在介護を受けている人が介護保険法でもって支援のほうになった場合には、自然にこちらに行くわけですから。

【高齢者サービス課長】それは申しわけないですけれども、ここの問題とは別の話でございます。あくまでこれは高齢者総合相談センターの業務として、この特別養護老人ホームの入所の相談受け付けをしていただくということでございまして、民間の別のケアマネジャ

ーが入ってくるとか、そういうことはもうございません。

【林委員】わかりました。すみません。

【会 長】職員の人の悩みっていうのを、どうやって対処したらいいかということも非常に重要な問題だと思いますね。そうでしょう。そういう、新宿区は先ほど大変いい取り組みをやっておられましたけれども、職員採用のそういう問題についてはどのような方法をお考えになっていらっしゃるのでしょうか。大変大きな問題で申しわけありませんけれども、簡単に言っていただければと思います。

【高齢者サービス課長】会長、すみません、職員というのは高齢者総合相談センターの、それとも高齢者サービス課、区の。

【会 長】どっちも含めてです。

【高齢者サービス課長】両方含めて。扱っている情報が個人情報の最たるものでございますので、私どもしっかり研修もしておりますし、区内部でもやっていますし、区の職員が高齢者総合相談センターの職員に向けての研修もやりますし、個人情報の取り扱いというものはしっかりとやっていかなければ、1つ漏れますと、ちょっと信用がなくなると、やはりご相談に見える方が全部話してくださらないとやはりどこの施設がよろしいのかとか、いろいろそういう、それに応じられなくなりますので、これはもう本当に信頼関係の問題でございますので、そこら辺はしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

【会 長】ほかにございますか。きょうは項目が余り多くありませんので少し時間をいただきましたけれども。

報告事項ですから、了承ですね、了承ということでよろしいですか。では、了承ということにいたします。どうもありがとうございました。

資料第72にまいります。「地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務委託について」でございます。どうもすみません、めがねちょっと忘れてしまいましたので。どうぞ、ご報告をお願いいたします。はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】景観と地区計画課長でございます。

お手元の資料72になります。本件は報告事項でございます。「地区計画等の策定に向けたまちづくりの支援業務委託について」でございます。

報告の根拠といたしましては、条例第14条第1項に基づく業務委託でございます。

1ページをお開きいただきますと、事業の概要が書かれてございます。そのペーパーに従ってご説明させていただきます。

事業名は、地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務でございます。

担当課は、私ども景観と地区計画課でございます。

目的は、まちづくりの機運の高まっている地域やまちづくりを考える必要のある地域において、地区計画等のまちづくりのルールを定めるための策定業務を支援する委託でございます。

対象といたしましては、それぞれの地区計画エリア内に土地または建物の権利をお持ちの方でございます。

事業内容といたしましては、地区計画等によるまちづくりのルールの策定と、実際に協働によってどのようなまちづくりを進めていくかということを検討いただくまちづくり組織の立ち上げ及び運営についてでございます。

その中で検討された内容をまちづくりのルールとしてどういうふうに進めていくか、あるいはどのような活動をしていくかということ、地域の住民の方、またはまちづくりの会議に参加できない方に周知をしていくという業務支援でございます。

最終的には、そこで皆さんにご理解をいただいたまちづくりのルールを都市計画決定に向けた手続きにこまを進めるというような業務支援の総合的な委託でございます。

区といたしましては、地区計画によるまちづくりのルールの策定を進める新宿区内の土地所有者の持っている登記事項証明書を、私どものほうで公用請求という形で登記所から取り寄せます。その内容を委託業者のほうに提供し、委託業者はその一覧表を整理していただき、また周知用に周知の資料を作成していただき、そういった業務内容でございます。

ここです、昨年5月に若葉・須賀地区の地区計画についてのご説明をしたと思えますけれども、地区計画について若干ちょっと触れさせていただきます。

まちづくりを進めていく中で、土地の利用形態を決めていくというのは、基本的には都市計画法といったような法律で定められます。個別の建物を建てかえるときのルールとしては、建築基準法といったようなルールがあります。その中では、建ぺい率ですとか容積率といったような最低限守るべきルールはそういう法制度の中で一律、画一的にやられるんですが、それだけでは解決しないまちの課題というのがあります。例えば、防災に非常に弱い、それを何とか解決していかなくちゃいけないというようなことがあります。

その中で、この地区計画という制度は都市計画法の一つの制度として、ある一定の地区の中で課題になっている内容を、地権者の方々と一緒に課題を解決するための整理をしてい

ただいて、それを地区計画という都市計画決定をしていただく。都市計画決定をしていただきますと、建物を建て直すとき、そういうときにそのルールにのっとってやっていただくという法的な担保がついてきます。

そういった意味で申し上げますと、土地や建物を所有していらっしゃる方の建物の更新のときに一定の制限を加えるということになります。その制度を都市計画にこまを進めるためには、どうしても地権者である方たちのご理解とご協力、あるいは都市計画に対しての意欲がなければこの制度は成立いたしません。そういった意味から申し上げますと、今申し上げた地権者の方々の情報を登記簿謄本から取り上げて作業を進めなければならないという必須の条件でございますので、その部分についての業務委託を個人情報として適用するという内容でございます。

もう1ページお開きいただきますと、業務委託の内容について触れてございます。

保有課、それから登録業務の名称については先ほどの説明のとおりでございます。

委託先については、新年度開始になったときに契約時点で確定するものでございますので、今の段階では未定ということでございます。

それと、委託に伴い事業者処理をさせる情報の項目でございます。ここに書かれているように、土地、建物の登記事項証明書の記載事項、土地、建物の権利者の氏名、住所、それが個人情報でございます。その他登記簿の中には土地の地番、地目、地積、あるいは建物の種類、構造といったものが入っていますけれども、そういったものももろもろ含めたものを業者のほうに提供するという形でございます。

処理される情報項目の記録媒体でございます。紙と磁気媒体ということで考えてございます。

委託の理由につきましては、先ほど申し上げたとおり、正確な地権者情報と地権者の理解を得るためには、こうした地権を持っていらっしゃる方の正確な情報を収集しなければいけないということでございますので、委託の理由については、その中の一つということで考えてございます。

委託内容でございます。先ほどご説明した1から4までについては、その手続あるいは概要についてでございます。5番目の区が提供する土地、建物登記事項の証明書に基づく権利者状況の一覧表の作成でございます。

それともう1点、まちづくり活動はすべての方が参加していただくことがなかなか難しゅうございます。そういった意味では、こういった地区計画を考えていますよということで、

参加していただけない地権者の方々にも同一の情報を流すという観点から、権利者のあて名シールを作成していただいて、その中でニュースあるいは資料の送付をさせていただいているという内容でございます。

委託の開始時期あるいは期限でございます。平成22年度の4月上旬から、契約時点から23年の3月末日までということで考えてございます。

区が行う情報対策でございます。もう1枚めくっていただくと特記事項がついてございます。この特記事項に基づくほか、業務終了後には提供された情報については確実な形で返却をさせます。

中途でございますけれども、登記簿はうちのほうで入手をさせていただきます。入手した登記簿は一覧表あるいはシールのあて名が完了した時点で一度返却をさせて、業者の手元には置かないつもりでございます。返却の時期について、終了後というふうにはしているのは、一覧表とタックシールをつくるための記憶媒体というふうに考えてございます。

もう1点でございます。受託業者がどのような保護対策をやるのかということでございます。そちらに書かせていただいておりますが、委託の業務については、主任級ですとか、そういう形でやらせていただいております。ただこの一覧表の整理については、取り扱い者をあらかじめ指定していただいて、それを区に届け出ていただくという形でケアをしたいというふうに考えてございます。

2点目といたしましては、特記事項の中にも書かれておりますけれども、提供された情報については施錠のかかる金庫の中で記憶媒体も含めて管理をお願いするというので、セキュリティをきかせていきたいというように考えてございます。

雑駁ですが、説明のほうは以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご発言をお願いいたします。はい、どうぞ。

【久保合介委員】先ほどやられた福祉関係の場合は、個人情報の保護という意味で非常に最たるものだというんだけど、この場合には、逆にですね。個人情報のことも大事だけれども、土地関係の両者の利益、不利益にかかわるという問題がかかっているんですね。

それで、課長の説明で、地区計画を本当にわかりやすく説明していただいてありがたかったですけれども、問題はその説明の中で、現在の建築基準法とか都市計画法の法律とか、あるいは新宿区がつくっている高さ制限の条例とか、そういう法律や条例に一定の制限を加えるというところにこの地区計画のみそがあるんですね。それで従来から思っている

んですけれども、一定の制限のこの「一定」という範囲というのは、一体何に基づいてどこが決めるんですかっていう。例えばうちの近くの神楽坂のところに理科大があって、理科大が2年ぐらい前に再構築計画をやって、あの辺一体を地区計画で何とか、だけれどもその問題がひっかかって、結局2年間とまっちゃったという状態なんですね。

そこでの場合は、高さ制限を緩和するということがあったんだけど、それがやっぱりこの都市計画審議会でも問題になったし、それで2年間とまってきちゃったんだけど、そういういろんな問題があるんですが、大体「一定」ってどこで決めるのかっていうところは、この際参考までに。

【景観と地区計画課長】本件と直接かわりはないかもしれませんが。ただ神楽坂というお話ありましたんで、神楽坂の場合には、要するに地区計画を定めようとするエリアに3種類の用地があったというふうに認識しています。三、四、五丁目という黒堀通りだとか、本田横丁といったような要するに通り沿いではめるものと、神楽坂通り沿いではめるものと、それから理科大を中心とした部分ではめるものと、3種類の地区計画が多分創設されていたんだと思います。

そういった中で、それぞれ制限を加えて解決しなきゃいけない問題が若干ずつ違います。例えば、三、四、五丁目ですと、1軒のおうちが焼けたときに何軒かに類焼してしまって非常に大きな火災になっちゃったというような防災上の課題もあります。そういったところでは、「一定の」という部分でございますので、道路の壁面線を後退していただいて耐火建築にやっていただくような地区計画の創設も考えようによってはあると思います。

ただ、自分の敷地を後退すれば建物が建ちにくくなるわけでございますので、そういった場合には斜線の制限だとかそういう部分で、緩和と制限と相まったものがあるかと思えます。

また、神楽坂通り沿いで申し上げますと、神楽坂通り沿いには建築協定が今既にかかっています。その協定では、沿道には駐車場の入り口をつくるのはやめようよというような、地域の中で課題を解決するというものが地区計画の中では今後はめていかなければならない内容だというように思えます。

理科大の関係につきまして、大規模な校舎の建てかえに伴いまして、地域への還元なども考えながら、あの町並みにそぐわしい建物、高さあるいはボリューム、また防災上の機能強化といった部分で、はめる内容が若干ずつ異なります。そういったものを一地域ではめるのもいいんですが、一地域の中で分散をして、はめられる、合意がとれたものについて

はめていくというのも考え方の中に一つあるかと思います。

そういった意味では、「一定の」というのを一律に語れないのが私どもの基本的なところで、その地域の実情と地権者の方々がどこで合意をしていただけるのか、こういった地域還元があるのかといったような総合的な判断の中から「一定の」というふうに考えてございます。

【久保合介委員】ありがとうございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

この委託先なんですけれども、未定というのは、それはそれなりにまだ決まっていないということで、どういう職種というのか、種類というのか、そういうところを考えているんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】これまでのまちづくりの支援業務というのは、個人情報を出さない中で支援をしていただいています。そういった意味では、コンサル系の会社がほとんどでございます。地域が幾つかに分散してございます。それぞれの地域ごとに委託業者を決めて、熟度に応じてやっていただかなきゃいけないんで、例えばまちづくりの会を立ち上げるといようなときには、私ども入札で決めていきます。

ただ、それがこまを進めて都市計画決定になってきますと、今度は随契でやらないと地域の実情がわからないというような状況もございまして、それぞれの地域の中で若干ずつ熟度に応じてやっていますけれども、基本的にはコンサル系の会社です。まちづくりコンサルというような位置づけの会社がほとんどでございます。

【かわの委員】例えば、地区計画とか、そういうまちづくりですから、再開発とかそういうことだけとは限りませんが、そういうことですね。基本的にそういうことを進めようという、そういうところに委託するわけですね。違うの。というのは、まちづくりを進めようという、そういうところじゃないの。

なぜそういうふうに言うかという、例えばまちづくり計画なり、あるいは地区計画等に、もちろん賛成している人は、いいよという人はこういう情報持っていかれても、それは構わないと思うんだけど、いや、おれちょっとそういうの困るんだよという人に対しては、本人同意というのは結局情報を収集するときに、本人同意をとった上でやるのか、あるいは、もちろん登記簿の関係だとかそういうのは、極端に言えば本人同意なくても登記

所に行ったらとれるんだけれども、しかし一方では職権でそれをやるということであれば、ちょっと違うかなと思うんで、その辺の、いわゆる必ずしもここについてまだ理解を得ていない人に対して、そういう人の情報をとるとということについての考え方というのはどうなんですか。

【会長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】お尋ねの点は、大きく分けますと、地区計画2つ制度があるかと思えます、はめ方は別としてですね。

一つは、建物を建てかえるときにまちのルールとして決めておこうというような地区計画制度があります。

もう一方では、かわの委員の指摘のように、再開発ですとか総合設計のような大きな建物が中心のところ拠点地域という形でやって、周りに対しての地域還元というような地区計画のはめ方があります。

どちらにいたしましても、私どもは公平な目線の中で地域の方々の合意形成をとる作業をまちの中で今やっていただいています。まち会を立ち上げていただいて、まち会の中で合意形成をとっていただいて、その段階で最終的にこまを進めるときの地権者の合意がとれているかどうかというのは、都市計画手続の中でやらせていただいていますので、必ずしも事業者がこのコンサルになるということではございません。

それともう1点、再開発ですとか総合設計制度によって建物を建てる拠点地域をお持ちの方が、ここのまち会の運営の業務支援に入っちゃいますと、主導型になってしまうという部分が、私どもあるかと思えますので、私どもと同様に公平な目線で地域の方々の意向をとらえていくということを原則に考えておりますので、開発事業者が雇っている、あるいは考えているコンサルではなくて、このまちづくりに対して私どもはこういうふうに考えているけれども、それにご協力いただけないかということで、入札あるいは随契という形で選定はさせていただいているところでございます。

【会長】はい、どうぞ。

【かわの委員】2つ、今の話を含めてあれだけれども、一つは、確かに純粋な、公平、公正なコンサルタントと言うけれども、一般的にそういう、そこはどこかの次のそういう開発なり、あるいはそういう、大手の、ゼネコンというふうに言ったらいいのか、どこかと全く無関係にそれが進んでいるというのは、それが例えば公的なところのそういうコンサルということであればあり得るかもしれないけれども、コンサルといえども私企業でやってい

るわけだから、余りそこは、幾ら強調されても、結局コンサル系というのはどこかのそういう大きな、開発したり何かしたりするところと、私はつながっているというふうに思うし、そういう前提で見ていかないと、余りきれいごとにはいかないんじゃないかなというふうに思うのが一つと、それはあれですけれども。もう一つは、結局そういう地区計画をつくるのにみんなが必ずしもいいよと言っているわけじゃないわけですよ。その前段の段階でこれやろうとするときに、さっきも、もう一回繰り返しになるだけけれども、自分の意に反してそういう情報が、しかも区が集めてくるっていうことについて、本当にそれはこれで認めていいんだらうかというのがやっぱりちょっとひっかかるんですけれども、いかがですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】お話のとおり、ご懸念はあろうかと思えます。ただ新宿区で今まちづくりを進めるときに、この地区計画制度というのは住民との協働でという、要するに最たるまちづくりというふうに私ども考えてございます。

そういった意味から申し上げますと、必ず地域のほうに地区計画を、発案があったり、地域の方で解決するとき、まちづくりの会というのを地域のほうでつくっていただいています。その方たちが今何を問題として、何を解決していかなきゃいけないのかという交通整理をするためにそのまち会をつくっていますので、そのまち会の中で皆さんのご議論を集約して、じゃ、都市計画をつくるんだったらどういう方法があるんだというようなその業務支援でございまして、あくまで地権者の方々の合意形成をとるところというのは、都市計画手続の中で進めさせていただいていますので、ご提言を大体いただいているんですよ、今の段階では。まち会のほうでこういう地区計画をつくってよというようなご提言をいただいて、それを正式な手続の中で解決していくという手前の段階の業務支援でございします。

それと都市計画図書をつくるんだったら、その目的に応じて図書はどういうふうにつくるんだというような手続の中での業務支援ということでございますので、地権者の合意をとってくるような作業の部分は、新宿区が汗をかかなければいけないところ、あるいは地域の方々がお互いに理解をしなければ成立しないところだと思っていますので、業務支援の中でそういったご懸念は今のところ私どもとしては感じていないところでございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【かわの委員】最後意見にしますけれども、それでは、やっぱり、もちろん地区計画を進めた

いというふうに思っている人たちは、それはそれで特に問題はないと思いますけれども、それがよくわかってだめだという人と、わからないからだめだ、よくわからないという人もいると思いますけれども、その辺がいるのがまちの人たちなわけで、地区計画をかけようという人たちの地域の中にいる人たちなものですから、その辺は本当に丁寧にやっていかないと、何となくこういう形でどんどんどんどん、進めるほうの立場でいえば当然そうなんだろうけれども、個人情報ということを見たときには、その辺はやっぱり丁寧に大事にやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに改めて思いますので、そのことだけは申し上げておきます。

以上です。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】1つだけちょっと本件と、討議とちょっと外れたら悪いんですけども、わからないんで教えてもらいたいんですけども、これを審議する中にたまたま景観条例とかそういうようなことも絡む複雑なあれがあって、私どもにはわからないんですけども、先ほどの課長の説明の中で、制限を加えざるを得ない場合も出てくるという、地権者にですね、出てきたもので、それで伺うんですけども、高さ制限という言葉も出てきたんですけども、新宿区の高層ビルの屋上の看板みたいなものが、かなり高いものがあるんですけども、ああいう看板はこういう、ちょっと個人情報のあれとか、本件と外れるかもわからないんだけど、ああいうものは景観から見るとどういう感じなんでしょうかね。看板の、まさか取り外すということはないんでしょうけれども、例えばそういうこと、ちょっとずれたら申しわけないんだけども、教えていただけますか。

【林委員】外れちゃいますかね。

【景観と地区計画課長】どうでしょうか。お答えしたほうがいいでしょうか。

景観計画という、要するに景観まちづくり計画というのをことしの4月から施行させていただいています。その中で、屋外広告物は一定規模以上のものをつくる場合には景観協議をさせていただきながら町並みにそぐわしいものとして誘導はさせていただいています。よろしいですか。

【林委員】わかりました。すみません。

【会 長】看板というのは普通府県行政でしょう。

【景観と地区計画課長】設置についてじゃなくて、設置される、形状もそうなんですけれども、設置されて、例えばエプソンの看板が今取り外されていますよね、大ガードの向こう側

の。あの看板の後に大塚商会さんがテナントとして入るそうです。その絵柄についても一定規模以上の物でまちにそぐわしいかどうかという部分では、私どもちゃんと事前の協議をいただいて、その中でまちを壊すようなことがなくて、町並みには合致しているんじゃないかということで、お話し合いを進める中で誘導は差し上げているところでございます。

【会 長】どうぞ。

【副 会 長】ここに各地区と書いてあるんですけれども、どれくらいの地区、数だとかですね、住民の数だとか、面積だとか、何でもいいんですけれども、これ相当、各地区といえば区内全部でもいいわけですよ。何か、そうするとこれ結構大きな情報なんで、どういうふうにされるのかなというのと、それから一覧表の作成とシールの作成なんですけれども、これはある意味ではちょっと著作権的な問題が絡むかなと、結局終わったら全部取り上げてこないと、結局残っちゃうと、向こうが著作権を主張して、向こうがつくったわけですから、公的な情報を向こうがつくったわけですから、普通のあれですと、うちの情報を何かつくれと言うんだから、うちの情報はもとがうちですからいいんですけれども、公的な情報で一覧表をつくらせる作業なんで、ひょっとすると著作権が後で問題になって、向こうが著作権を主張して返してくれないという、こっちに一たんは情報くれますけれども、もとはおれのだというようなことになって、そうすると個人情報が入ったまま残ってしまうみたいなことがあるんで、まず著作権の理屈でいくか何かで構いませんけれども、完全に向こうからとってこられるような形で契約していただきたいというふうに思うんですが。

【景観と地区計画課長】会長、よろしいでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】今山口副会長のほうから言われた内容について、うちでも、中でちょっと議論させていただきました。結果としては、まず向こうに著作権が発生しないようにフォーマットでお示しをします。この標準フォーマットに入れてくれという形で書類の整理はさせていただくので、著作権は関係が多分出ないというふうには、セキュリティーはきかせるつもりです。

それともう1点、確実に相手のパソコンの中から消去したという証明もきちっといただくつもりでございます。媒体というふうに言っていますけれども、内容的にはそれほど大きい項目があるわけではないので、一覧表で整理する上では、基本はエクセルの形式でございます。実際の磁気データのいただきも最終的にはUSB程度で十分補完ができるという

ような部分でございます。

それぞれの地域の規模なんですが、なかなか難しゅうございまして、例えば昨今はめた柳町という地域では600人ぐらいの地権者がいます。また大久保三丁目という地域で今都市計画を進めているんですが、地権者3名というような地域もあります。そういった意味では、大きさにかかわらず地権者の数が最近はふえるような地域が出てきている。もとを言わせていただくと、新宿区は総合計画をつくったときに、地区計画を全域の8割にはめたいというような大きなイメージを持ってございます。

その中で、今現在はまっているのはきょう時点で15地区でございます。その15地区もこれまでは再開発型の西新宿がほとんどでございます。その中での土地利用をどう変えていくかで、昨今はそれから少し変わってきまして、住宅地内で、柳町のように環三が入るからどうしても地区計画をはめないといけないよというような住民の要望があって入ってくるような地域は、住宅地の中に地権者がたくさんいるわけでございます。これまでは自分たちの力である程度の地権者は把握できていたんですが、だんだんだんだん規模が大きくなって、面積ではなくて地権者の数がふえてくるような地域がふえてまいりました。そういった意味からいいますと、これまでのやり方でやっていくことがちょっと難しくなってきたので、ここで委託業務の中にそれを入れさせていただきたいということで考えてございます。

次年度につきましては、10地区を一応想定させていただいています。

【会長】私は柳町に10年ほど住んでいたんですけれども、土地再開発で道路の幅が大分広くなってきましたね。あれは大変いいことだと思うんですけれども、ただ住民の合意形成という意味では、土地再開発の場合3分の2の住民の賛成が必要でしょう。3分の2とか、4分の3とかというふうに過半数を要求しているということは、結局それだけ住民の同意が必要だということを制度的に要求しているということではないんですか。

【景観と地区計画課長】そうですね。おっしゃるとおりです。

【会長】それはそれでいいことだと思います。集合住宅の場合には、前は全員賛成でなければ建てかえられなかったんですが、10分の8に緩めたそうなんです。10分の8の賛成がなければ建てかえられないわけですから、やっぱり地区の人の利害を重んじている制度のあらわれだと思うんですね。

それから、大分県の、大分市の駅前に1回調査に行ったことがあります。それは、地元の商工の組合の人たちがまちづくりについて、セットバックするときには、必ず法律で求め

られているセットバックよりも1メートルたくさん空間をもたらすような、厳しい条件がついているんですね。それは駅前をやっぱりゆっくり歩いてもらうことによって駅前の再開発をねらって、駅前の振興を図りたいということなんではないでしょうか。ということで、自分たちで住むところは自分たちで守るというようなルールで大変いいことだと思いました。

【景観と地区計画課長】1つだけよろしいでしょうか。確かに都市計画法の手続による提案制度というのは3分の2の地権者が多いというのはありますけれども、私ども進めている部分では、3分の2の合意がなくても、地域からご提案があったら、まずお話をさせていただきながら、やれるのかやれないのか考えていきたいというような進め方でやっています。

必ずしも住民の方の3分の2の合意形成をいただいて、それを切符に動いているわけではなくて、地域の方々から一定の要望があれば、要するに地域がどういう課題を持っているのかということで、お話し合いのためにまちづくりの会みたいなものはつくっていただくような作業をしています。

それから、もう1点、一番やっぱりつらいのは、赤城下町のように防災上非常に危険な地域だと言われている地域で、うちのほうがはめたいという地区計画の構想はあるわけです。ただどうしても地権者の方がセットバックに応じられないということで、この間十何年にわたって地域の方々とお話し合いを継続的に続けさせていただいて、何でもかんでも無理やりはめるということは考えてございませんので、必ず地元の地域の方の合意が必要なので、その地権者の方々の正確な情報をいつもお伝えしていかなきゃいけないという関係上、こういう個人情報の取り扱いについては十分に配慮していかなきゃいけない反面、正確な情報をいつも取り切っていかなければいけないというところがございますので、その点で今回のご審議の部分については、ご指摘いただいた部分を含めてきちっとやっていこうと思っていますので、よろしく願いいたします。

【会 長】はい、どうぞ。

【赤羽委員】今課長がこれから次の、来年度は10になるという部分では、例えば委託先が、一番この、だから初めが肝心でかなりいろんな部分で担当の中で煮詰めていただいたこと今わかったんですけども、例えば将来的にこの地区計画がうまくいけばどんどん進めたい方向性だとは思いますが、何社もコンサルタント会社を、委託先をふやす方向性が一つありますよね、いろんなお金の関係とか、ということの考え方なのか、それともやっぱり、これもかなり慎重に、初めての部分で、やっぱり向こうの、相手先の会社の力量みたいなものもかなり問われる部分もあるじゃないですか。

だから、余り、私たちとしては窓口を何社もふやしてほしくないなという、私は個人的にそういうものがあります。やっぱりある程度これだけの非常な個人の部分の話なので、できれば限られた会社との、委託先とのやりとりを積み上げてもらいたいなというふうには思いますけれども、その辺の展望というのはどうなんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】お尋ねの件でございますが、私どもも人事異動があったりということで、まちの中に入っていくとまた変わったのかと、業者のほうへもやっぱり同じように信用でやっていますので、一定の動きが始まったら随契でお願いをさせていただくところで

す。
ただ、新しく立ち上げるときには、どちらの業者でも門戸が開かれていけばいいというふうに思っておりますので、熟度に応じて、これから先都市計画の具体的な手続に進むといった段階では、私ども入札では耐え切れない部分があったりするときには、事情によってそういう形でやらせていただきます。

それと、業者をふやすということは基本的に考えていません。地区計画はあくまでも非常に長い年月がかかります。どうしても合意形成までに長い年月がかかりますので、そういった観点からいいますと、全部の地域を一気にはめるなんていうことは無理無理なことですから、私どもとしては熟度あるいは優先順位、そういったものを常に意識しながら一定の予算の中で運営ができる部分、それから必要に応じて迫られている部分、そういったものにプライオリティーをつけながら一応進めていかなければいけないというふうにご

ざいます。
【会 長】以上、大分ご意見いただきましたけれども、どうしてもという方いらっしゃいますか、ほかに。よろしいですか。

以上の報告に関して了承ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【景観と地区計画課長】どうもありがとうございました。

【会 長】では、ありがとうございました、どうも。

それでは、資料73にまいります。「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外の収集について」でございます。課長さん、どうぞご説明お願いいたします。

【教育指導課長】教育指導課長でございます。資料番号73でございます。

児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に基づき、警察から学校へ個人情報提供があった件についてご報告申し上げます。

この相互連絡制度でございますけれども、警察と学校がそれぞれの役割を果たしつつ、学校と警察がより緊密な連携を行うことによって児童・生徒が非行及び犯罪を犯すこと、並びに犯罪の被害者になることを防止し、児童・生徒の健全育成を効果的に推進することを目的といたしまして、平成17年度に警視庁と新宿区教育委員会との間でガイドラインを定め、個人情報の適正な管理を図ることとしたものでございます。

事案の発生したものは、平成21年10月に1件と12月に1件の計2件でございます。

まず、1件目でございますけれども、事案の概要は10月24日土曜日、区立中学校2年生男子が新宿駅南口のゲームセンターで被害者のバックの中から小型ゲーム機を奪ったというものであり、当該生徒が14歳に達しておりましたので、現行犯逮捕されたというものでございます。

逮捕された後は、48時間以内に検察庁に送致されることとなっておりますので、その間新宿区内の警察署に留置されて取り調べを受け、週明け26日月曜日朝一番で検察庁に送致されたというものでございます。

当該生徒は、身だしなみや生活態度はだらしないところではございましたけれども、これまで特段不良行為はなく、欠席、遅刻も特にありませんでした。また保護者も学校に大変協力的でございまして、事件発生後、学校は当該生徒を学校として指導を行いまして、2週間にわたって担任と本人との間で毎日交換日記等を行い、また母親も毎日一筆を入れて返すというようなことを繰り返したところでございます。これが功を奏してか、その後現在では係活動などをしっかり行うようになるなど、生活態度に改善が見られているという報告がでございます。

2件目でございますが、12月14日月曜日、区立中学校1年生男子12歳が、新宿駅西口の家電量販店においてゲームソフトを万引きしているところを警備員に見つかり、警察に通報されたというものでございます。

当該生徒は父子家庭であり、父親が夜の仕事のため親子の触れ合いが不足しており、日ごろより学校においてもなかなか父親と連絡がとれない、また粗暴で教師にしかられることも多かったということでございます。

事案発生後は、父親と学校の管理職、生活指導主任、担任で連携を深めまして、登校時間が8時25分でございますけれども、その5分前に登校させ、そして日常のまさに生活習慣

を再構築させるということに努めておりまして、今現在では少しずつでございますけれども、生活態度を正されてきているということでございます。

1件目が逮捕事案であり、2件目は学校における継続的な指導が必要であり、生徒指導上連絡が必要と認められる事案であったために、警察署から在籍中学校あてに対象事案に係る生徒の氏名、性別、学年、事案の概要等の連絡があったというものでございます。

なお、本日のお手元の資料でございますけれども、それぞれの裏面をごらんいただきますと、ガイドラインのどの規定に基づいて警察が学校に連絡をしたかということがアンダーラインで示してあるものでございます。

なお、昨年4月から本年1月末までの間に、警察と学校との相互連絡制度に基づいて本人外収集が行われたのはこの2件のみでございました。

以上、報告を終わらせていただきます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言をお願いいたします。どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

すみません、これは警察からこういう情報が教育委員会に来たということなんですか。教育委員会が何かそういうことで、この件に関して返したとかということもあるんですか。その辺はいかがなんですか。

【会長】どうぞ。

【教育指導課長】これは警察から学校へ連絡があったということでございます。一切学校から返した、あるいは教育委員会から返したということはございません。

【かわの委員】わかりました。

それから、2ページとか4ページのところにありますけれども、本人外収集に利用した保有個人情報の記録の媒体でその他というふうになっています。具体的にこれは何か明示できるんですか。

【会長】どうぞ。

【教育指導課長】このその他と申しますのは、いわゆる警察から電話で学校に直接連絡があったということでございます。

以上でございます。

【かわの委員】わかりました。

【会長】よろしいですか。ほかにございましたら、どうぞ。

では、この件については、ご報告ですので、了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

では、次に資料75にまいります。「投票人名簿及び在外投票人名簿の調製について」でございます。どうぞ。

【区政情報課長】すみません、ちょっと今選管事務局長が参りますので、少しお待ちください。

【小菅委員】課長、きょうの日程は、あとは、この後はどうなんですか。こっちの送られてきたもの、きょうの日程。

【区政情報課長】資料75で最後です、投票人名簿の。

【小菅委員】そうですね。それで終わり。

【区政情報課長】はい。それが終わりましたら、副区長からごあいさつをさせていただきます。以上です。

【会 長】どうもありがとうございました。それでは、どうぞ……

【区政情報課長】ちょっとお待ちください。

【区政情報課長】選管事務局長参りましたので、すみません、お願いします。

【会 長】資料75についてのご説明をお願いいたします。

【区政情報課長】審議の途中でしたので、引き続きご審議ということでお願いしたいと思えます。

【会 長】資料75、「投票人名簿及び在外投票人名簿の調製について」でございます。担当課長さん、よろしくをお願いいたします。

【選挙管理委員会事務局長】どうもおくれてすみませんでした。

前のご説明申し上げたので、補足ということになりますが、国のほうからはいろんな様式等についての通知というのが来ているわけですが、あわせて当該様式は省令により規定される予定であり、今後変更されることがある旨留意することということで、まだ確定をしていないと。

今後それがいつ確定するかというようなお話があったわけですが、実は先週の金曜日に特別区の局長会がございまして、その中で東京都の選挙管理委員会から説明がありまして、その中では省令について近々出るという見通しは全く立たないと、場合によっては年度を超えてしまうおそれがあるのかなというような、推測でございますけれども、そういうお話でございました。そういう意味では、前回の委員会の中でご報告を申し上げた以上の状

況にないということでございます。

【会 長】いいですか。それでは、発言ございましたら、どうぞ。

【川村委員】川村です。

省令の状況は補足ということで今もお伺いしたところなんですけれども、この国民投票法成立に当たって、附帯決議も18に上ってあったわけなんですけれども、その、本来であれば5月ですか、この施行を前にして検討というのを進めなければいけないということだと思うんですけれども、ここら辺の状況というのは把握するところがあればお伺いしたいと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【選挙管理委員会事務局長】この法を実際に施行される前に、例えば年齢の問題ですね、そこから辺例えば公職選挙法ですとか、あるいは少年法ですとかのところを、きちっと改正すべきところを改正するというふうなふうにかかれていたわけなんですけれども、現在のところ私どもが承知している限りでは、そういう具体的な動きというのは進んでいない。

先日、先週でしたか、18歳にするのはどうも無理そうなので、それは先延ばしになりそうだという報道したところが1社ございましたけれども、それは1社のみでございましたので、それについてもちょっと事実関係は私どもとしては確認のしようがないという状況でございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】なかなか進んでいないという状況もそこら辺は何えるわけなんですけれども、関連して、憲法調査会ですね、こちらのほうもどのようなになっているか、報道等では私どももどのような状況かというのは一定程度はわかりますけれども、その状況などで把握しているところがあればお伺いしたい。

【会 長】はい、どうぞ。

【選挙管理委員会事務局長】特に私どものほうで把握しているということはありません。

【会 長】はい。

【川村委員】この憲法調査会の状況もそうなんですけれども、省令や、あるいは附帯決議の検討状況というところでも、内容がどのようなものになるのかということが非常に見えないという状況が私にはあります。

また、一方、国民投票法そのものについても、採決そのものも非常に、当時いわば強行採決とも言われるような状況もございましたし、また、確かに今の時期、システムの改修

等々の問題もあって、今の時期にやらなければいけないということで今回出てきたということは、事情としてはわかるわけですがけれども、内容についても日弁連の声明や指摘というところでもさまざま問題があるというふうに私は今でも思っております。

そういう中で、今回諮問ということで出されている部分でございますけれども、今現在そういう進んでいる状況等々も踏まえて、私は今回の諮問事項については必要ないと、まだ賛成できないということですので、そういう意見を表明したいというふうに思いますし、また場合によっては採決ということになるのかなというふうに思っております。国民投票の問題そもそもどうかということもはさておいても、そういうことが私でございますので、申し上げたいというふうに思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】そもそもこの個人情報保護法、今回のあれでもって、会議でもって何を、よくちょっと、ぼやけているんですけれども、課長のほうから、ここを審議してもらいたいというあれがですね、どの点が主にあれになってくるのか、今言われたような全部になってくるのか、一部になるのか。私の場合にはここどうやら一つのポイントとしては投票人名簿登録者というの、これが非常にひっかかるんですけれども、この辺がどうやら審議の対象になってくると思われるんですけれども、その辺をちょっと説明していただけますか。

【選挙管理委員会事務局長】いわゆる憲法改正のための国民投票のための法律が3年前に成立いたしましたして、ことしの5月18日施行ということでございますけれども、名称は違いますけれども、制度はかなり選挙と似ている。ただいろいろ選挙人の資格とかですね、あるいは登録の基準日ですとか細かいところはいろいろ違うわけです。

ですから、従来の選挙システムをベースとして作りながらも、かなり改変をしなければいけないということで、内容的には大きく違うものというふうには思っておりません。

それから、先ほど来法律そのものについてのご議論もありましたけれども、私ども選管としては法律が成立をして、それに伴う事務的なものを進めなければいけないという義務もございまして、それをこういう形でご提出していると。

今回ご提出しているのは、国民投票を実施するときには選挙人名簿であり、あるいは期日前投票であり、あるいは当日投票システムとか周辺のいろいろなシステムがございましてけれども、今年度やっておりますのは選挙人名簿、それがメインであると、その部分についてお諮りをしているということでございます。

【区政情報課長】会長、区政情報課長です。

今林委員がお話しありました所掌事項ですね、審議会の所掌事項としては、あくまでも新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例の中で、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るためということで規定されているものです。

今回はその中の、新宿区個人情報保護条例第16条第1項本文に基づく電子計算機に関する個人情報の処理を行わせるシステムを開発するということで諮問事項となっているというものでございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【副 会 長】この名簿は、省令に従ってつくるということになっていて、その省令が決まっていないのに名簿をつくるということがもう論理的におかしいわけで、だから何かこの、このまま承認と言われても、省令が決まっていないのに承認というの、どうもちょっと論理的におかしいんで、今の政策議論も云々ありますけれども、前回聞いたところによると、年度内にとにかく承認いただかないと予算がもらえないんだという、これは結構区としては大きな問題、何百万にしてもですね、大きな問題なんで、その準備作業をするについてここで承認を得るぐらいのことで、とにかく実質は何もやることないのかもしれないけれども、省令が決まらなければやれないと思うんですよね。だから何かそういうことで、省令が決まって、省令が決まったときに改めてここで情報項目を承認とるとか、何かそういう提案にちょっと修正されたらどうでしょうかね。何かそういうような気がします。

【会 長】はい、どうぞ。

【選挙管理委員会事務局長】それ、私どももそのように考えております。冒頭にちょっとお話を申し上げましたけれども、このシステム作成に係るいろんな様式をつくらなければいけないんですが、その様式については、1月20日付でいろいろな形での文書、様式例というものを受け取っております。

ただ、先ほど申し上げたように、当該様式は省令により規定される予定でありということで、内容的にはそんな大幅に多分変わらないんだらうと思います。ただ部分的には変わることがあるということで、それを留意しろということでございますので、時間的にこれが、省令が出てからでは間に合わない可能性があるんで、これはやらせていただきたいと、ただし今回あらかじめ皆様にご報告をしている部分と違う部分が出たときは、改めて諮問をさせていただきたいというふうに考えます。

【副 会 長】例えば、年齢なんか決まっていないわけでしょう。18歳で名簿をつくっていく方針なのか、20歳以上でつくるのか、今何とも言えないところなんでしょう、これは。

【選挙管理委員会事務局長】それにつきましては、現状のところ、実際に公職選挙法ですとか、少年法ですとかの改正がやられない場合は、当面は20歳でやるというふうになっておりますので、例えば年齢の部分でいえば二十歳ということで処理をしていきます。それが変わったときはまたその部分は、データの修正ということになるかと思いたすけれども。

【会長】はい、どうぞ、久保委員。

【久保合介委員】法律にかかわる実際の事務ということで、担当が選管事務局なんだけれども、さっき全体の義務という話があったけれども、その義務の当該者というのは選管委員長ではなくて新宿区長なんでしょう、この案件は。それだけまず聞いておきたい。

【会長】はい、どうぞ。

【選挙管理委員会事務局長】そうですね。正確を欠いたかもしれませんが、選管の義務とされているのはその名簿の作成、それと実際の投票事務、それを私どもがやるということでございます。総合的には新宿区の責任ということになるかとは思いたす。

【久保合介委員】それで、副会長言われたように、省令で定める項目を記録した投票人名簿を電子的記録により作成するという事なんだよね。これが現在の日本の法律下で自治体の義務なのか、裁量できる範囲の問題なのか、これなんです、はっきり言えば。裁量できる範囲のものなら、皆さんがこれだけ心配していることなら、それはやっぱり、特にその中に18歳の、20歳という国民が法律で決めなきゃいけない問題が含まれている以上、ただ自治体の義務だからっていうわけにはいかない性格のものがあるわけね。そういうことも含めて、省令が決まっていらないのに自治体がやる義務なのか、どうなのかというのは、新宿区はどういうふうに判断しているんですか。

【選挙管理委員会事務局長】そこら辺はちょっと言い回しが微妙になるかもしれませんが、いずれにいたしましても、施行日までに、仮に不完全な部分があったとしても施行日までにそこは治癒できるんじゃないかというふうに思っています。

それから、システムに乗っけること自体が義務かどうかということにつきましては、例えば非常に小規模な市町村ですと、システム化することが多分不合理になってしまうかと思いたす。何千人程度のところだったら手作業のほうが早いんじゃないかとか、いろいろなことがございますので、必ずしもシステムに乗せることと名簿をつくることはイコールではないというふうに思っています。

ただ、新宿区のようにいわゆる投票人、その数自体が二十数万ということになりますと、もう手作業では実質的にできないということがございますので、そこら辺はシステムに乗

つけること自体が義務ではないですけれども、不可欠であるというふうに考えております。
【久保合介委員】最後にします。少なくとも、やっぱり投票の年齢というのは、18歳か、従来どおりに20歳でやるかという問題は、本当に手続の問題とは違いまして、国民にとっては重大な政治判定項目ですよ。これを含んでいることが未定のままといたら、自分の所属する政党が政権の中心にいる私としても疑問に思いますね。

それで、任期が変わって、僕は審議委員になっていないかもしれんけれども、少なくともそこが決まった翌日にこの委員会を予定しておいて、そこできちっと黑白つけるというやり方は可能ではないんですか。

【副会長】もう一度。ちょっと、要するに、システムの開発はしてもいいけれども、個人情報を入れないという方法はないんですか。ここは個人情報の、おっしゃっていることはシステムをとにかくつくりたいんだと、個人情報、18か20かわからないデータをどんと今入れてみても使えないものをしようがないでしょう。だからシステムだけ、個人情報は入れないということになれば、本来この審議事項でもないかもしれないんで、何かそういうことでちゃんとお説明いただいて、後日個人情報入れる段階で諮問かけられたらどうですかね。

【会長】はい、どうぞ。

【選挙管理委員会事務局長】失礼しました。おっしゃるとおりでございまして、この名簿作成というのは国民投票が行われるときに作成するというふうになっていまして、このシステムができて同時にそこに流し込むということはいたしません。そういう意味では、ご指摘のとおり、すぐに、今のままではただの箱ではないかということ、確かにそういう部分はございます。

【副会長】ですから、それを、そういう個人情報を入れるときに再度ここに諮問をかけますとか何か約束していただいて、そうすればそのときに今の国民投票法についてもいろんな意見が、国民の意見もまとまってくるでしょうし、そこで議論されたらどうでしょうか。

【選挙管理委員会事務局長】それでは、今回はあくまでも準備作業のご報告ということで、そこに具体的な個人情報を載せる際には改めて諮問という形でかけさせていただければというふうに思います。

【会長】わかりました。日程上問題ないですね。

はい、どうぞかわの委員。

【かわの委員】そうするともう一回確認しますけれども、じゃ、事務局のほうに。きょうは諮

問じゃなくて、あくまでも報告ということなんですか。

【選挙管理委員会事務局長】準備作業をさせていただくという意味での諮問ということで。

【会長】はい、どうぞ。

【森岡委員】申しわけございません。私はどうも行政サイドにいたもので、選管事務局長の苦労非常にわかるんですけども、これは法的には5月にそういうシステムをつくりなさいという形で法律が決まっているわけですね。そのことを踏まえて、新宿区では当初予算でこの開発経費、要するに選管事務局長が言ったように、もう手作業ではとてもできないので、電算作業で名簿をつくらざるを得ないために、その開発経費が当初予算にかけられて可決されているわけなんですよ。

山口副会長さんおっしゃっているように、とりあえずそのフォーマットというか、選挙人名簿をつくる電算開発を今回は、準備だとまたおかしくなるんで、そういう選挙人名簿をつくるための電算開発を諮問として認めてもらいたい。それはその後、多分幾ら国が懈怠があったとしても、5月までには省令は出るでしょうから、それまでに細かいことがわかれば、それに応じた変更もこの開発5月まで求めておりますから、準備作業というところちょっとおかしくなりますから、あくまでも電算システム開発を認めていただきたいということに発案したほうがいいんじゃないかと思う。

その際、今事務局長が言ったように、データはあくまでも仮のデータを入れますから、本当の住民基本台帳と一緒に回してそれをつくるということはしないということですので、どの程度変わったかというのは、多分今の段階でいえば、6月ごろに今度新しい委員のまた任命があると思いますから、もしもここで予算を流してしまうと、多分、私もちょっと離れていますけれども、次の、もう当初予算には間に合いませんから、あるいは間に合うかどうかわかりませんが、6月か7月ごろの補正予算に再度計上すると、ただしそのときに国のほうは、勝手な言い分で3月までに開発しなさいと言ったんだから、あとは区のほうの負担でやりなさいと、財務省のほうはそう言うと思うんですね。予算を執行する立場からいえば、財務省からの話があると思う。

問題が少しおくれるというのは総務省ですから、金の支出、そういう事情では認めないということがあるかどうかは、何とも今言えないみたいですから、ここではあくまでも手作業ではできないんで、そのシステムの開発、電算開発を認めていただきたいという諮問にさせていただいて、今度具体的にどういう項目が変更あったかは、次期、6月に行われるかどうか知りませんが、そのときの第1回の審議会で報告するということにしていた

だかないと、これ国の受託義務で担当としてはやっているんで、非常に事務執行上困るんじゃないかと思います。

これはやっぱりいろいろ国民投票そのものにそれぞれの立場の意見があるかと思いますが、そういう意味では、会長さんの趣旨とはちょっと違いますけれども、多数決で決めても、私としてはやむを得ないかなという考えを持っておりますので申し上げたいと思います。

【会長】多数決するかどうかは、まだ早いと思います。それぞれお考えになっていただくことはあるかと思いますが、その意見としていかがでしょうか。枠組みだけを認めるという、どうぞ。

【かわの委員】続きだったんですけども、そうすると一応諮問は諮問ということでやると、そういうことですね。だとすると、私はずっとこの間、前回から、あるいはきょうもそれぞれ議論がありましたけれども、やっぱりまだ施行令や省令が出ていない、そういう中でこれをやろうとすることにはかなり無理があるというふうに思いますし、前回から10日間たちましたけれども、その間都では会議は開かれたけれども、中身については具体的に進んでいない、そういう状況であるということが一つ。

それから私自身は、もう一つは、やっぱり憲法改正のための国民投票法ということで、本来の個人情報保護審議会にかかっているそういう事項からすると、ちょっと外れているのかもしれませんが、私自身のあれとして、考えとしてやっぱり憲法改正、それ自体には賛成できないという、そういうある意味では政治信条も含めて持っているものですから、少なくとも、どうしてもきょうここで決めるということであれば、とても賛成はできない。そういうことを意見として申し上げておきます。以上です。

【久保合介委員】やっぱり憲法改正に賛成か反対かというのが最大の目的なんですけれども、目的のためには手段を選ばずということは僕も賛成しない。しかし、法律がもう3年前に通っちゃって、そのものとして手続上のことはやらなきゃならない自治体の義務というのはよくわかります。だから、何でもかんでもとは言わんけれども、少なくともこの際は多数決でもやむを得ないと僕は思っていますので、先ほどの委員が言われた話をよく聞いたら、僕長いこと議員やっていてもそこまで聞かないとよくわからないけれども、事務を請け負っている自治体としては、これは大変つらいだろうと思いますよ。ということも考えて、僕は多数決で決めていただきたいと思います。それで少数なら仕方がない。否決されたら仕方がない。以上です。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】そうすると、その場合このところ、今のお話でいくと、件名が投票人名簿及び在外云々とあるんですけれども、ここ件名を変わっておけばそれほど抵抗なくなるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

【会 長】諮問を今、これだけやる必要ないんじゃないでしょうかね。そのときに採決を考えていただければいいわけでありまして、今すぐここで必ず採決しなきゃならんというふうにする必要はないんじゃないですか。決める方法ですけれども。

はい、どうぞ。

【区政情報課長】会長、事務局です。

きょうですね、一応今年度中にはやる、作業をする必要があるということですので、先ほどからお話があるように、今回の諮問については電算開発作業ということで、具体的な投票人名簿ということではありませんので、その調製のときには別途また諮問はさせていただきます。今回、あくまでも、林委員のほうからも件名というお話もありましたけれども、投票人名簿システムですね、投票人名簿システム及び在外投票人名簿システムの調製についてということで、諮問の表題も変えさせていただければと思います。

【会 長】以上、いかがでしょう、資料75に関しましては、枠組みだけは認めるということですね。後ほど、この委員の顔ぶれかわかりませんが、とにかくそのときの審議会において決めていただくということです。

【小菅委員】整理する意味で、山口委員と森岡委員がおっしゃった案でよろしいんじゃないでしょうか。私はそれ改めて確認ということで、両委員が同じことをおっしゃいましたんで、よろしいんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ということですが、いかがですか。

【副会長】調製とって、表題が投票人名簿システムの調製及び在外投票人名簿システムの調製と、こういう表題に変わったんですね。

【区政情報課長】システムを2カ所に挿入いたします。

【副会長】だから、システムだから、個人情報が入らないという前提でお聞きしたと、こういう理解して、それでも反対者がいるかもしれないので、やっぱりそれで賛成者と反対者と分けて採決されたかどうか、今回。

【会 長】よくわかりました。そういうことで、採決してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 それでは、システム開発に対して賛成の方。

〔賛成者挙手〕

【会 長】 はい、わかりました。そういうことでございます。反対の方はどうぞ、お二人ですね。まことに苦渋の判断でございましたけれども。ということで進めさせていただきたいと思います。

【区政情報課長】 事務局です。

今ので賛成多数でご承認ということによろしいでしょうか。

【会 長】 賛成多数で承認ですね。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 ということで。反対の方の意見も残りますからね。反対あっても、賛成の多数をもって決まったということになります。どうもありがとうございました。

もう一回開かれるわけでしょう。そのときにいろいろとご意見いただければと思います。

【選挙管理委員会事務局長】 省令が出たときにまたもう一回、今度はご報告という形で、細部について変更があればそれはご報告をしたいと思いますし、実際に投票が行われる際は改めて今度は名簿の調製という形で諮問をおかけするというところで。

【会 長】 では以上で、結論で、賛成の方、どうも。

【久保合介委員】 もう決まったんだから、選管事務局長要らないんじゃないの。いつまでも座っているから。

【選挙管理委員会事務局長】 どうもありがとうございました。

【区政情報課長】 会長、事務局からよろしいでしょうか。

【会 長】 どうぞ。

【区政情報課長】 それでは、冒頭で申し上げましたが、委員の皆様の任期につきましては、平成22年4月30日までとなっております。今後また臨時にお願いする案件が特になければ現在の委員における審議会も今回が最後となります。現委員による審議会の終了に際しまして、委員の皆様にお礼を申し上げたく、副区長からごあいさつをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【会 長】 はい、どうぞよろしくお願いいたします。

【副区長】 副区長の永木でございます。

ただいま区政情報課長が申し上げましたとおり、委員の皆様の任期は4月の末ということ

でございます、特別なことがなければ今回が最後ということでお礼を申し上げさせていただきます。本来ですと、中山区長が参りまして、日ごろの区政へのかかわりも含めてお礼を申し上げるところでございますが、外出してどうしても時間がとれなくて、私が代理でごあいさつをさせていただきます。

皆様には日ごろから新宿区政の進展にご指導、ご尽力賜りまして、厚く御礼申し上げます。当審議会におきましては、平成20年度、そして今年度につきまして、それぞれ9回の開催をしていただきました。20年度では、定額給付金に關しまして大変当初の予定を超える開催となりました。また本年度におきましても、1月末から連続して4回という開催でございます、本日も含めまして大変お忙しい中、精力的にご審議を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様からいただきましたご意見につきましては、今後の区政運営、特に情報公開・個人情報保護制度の運営に生かしてまいりたいというふうに考えております。またこれからはいろんな場面でご支援賜ることが多々あるかと思いますが、その節はよろしく願い申し上げます。

皆様には大変ありがとうございました。

【久保合介】会長のあいさつないから帰れない。

【会長】コミュニケーションとれてきて、これからもっと業務をと思うときに任期が切れてしましまして大変残念でございます。そういうことですけれども、こうやって皆さんと一緒に新宿区政の情報公開とそれから個人情報の保護のみならず、それに関連しまして区政全体を勉強する機会を与えてくださまして大変ありがとうございました。委員としてできたかどうか、ちょっと怪しいところがございますけれども、私自身にとってはですね。でも、ここで勉強できたことは、これからの私の生活にとっても、あるいは教師としての立場から見ても大変大きな幸せでございます、改めて御礼申し上げます。

副会長には大変いろいろと助けていただきましてありがとうございました。司会の進め方の上では反省すべきところもございましたけれども、皆様のお許しをいただけるところだとも思っております。新宿区政の今後の発展のために、この情報公開制度及び個人情報保護制度がうまく、よりよく作用していただくことを心から願っている次第であります。長い間どうもありがとうございました。

【区政情報課長】それでは、最後にちょっと事務連絡をさせていただきます。関係団体の代表の方につきましては、次期委員につきまして、改めて推薦のお願いを申しあげることになりま

すので、よろしくお願いいたします。

また、区民委員の方につきましては、3月5日から公募を開始する予定となっております。
応募方法につきましては、3月5日号の広報に掲載の予定となっております。

また、区議会選出委員の方につきましては、改めて議長あてに推薦をお願いすることとなります。

どうも長い間ありがとうございました。

午前11時59分閉会